

「学校いじめ防止基本方針」

練馬区立中村小学校

練馬区立中村小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本方針

児童の人権尊重の理念に基づき、中村小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的に策定する。

2 対策方針の基本的な考え方

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめは子供に起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織などの設置

① いじめ防止基本方針の策定

いじめ対策年間指導計画

	指導などの内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者などへの活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針についての確認・検討 いじめ対策に関わる共通理解 児童に関する共通理解 中村小SNSルールの確認と指導 	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き・学級ルール作り 中村小SNSルールの理解 行事等を通じた人間関係づくり 【校内探検1・2年】 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策についての説明・啓発 中村小SNSルールの周知 【保護者会】
5月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換 いじめ防止研修 	<ul style="list-style-type: none"> 行事等を通じた人間づくり 【移動教室6年】 	<ul style="list-style-type: none"> 【PTA 総会】
6月	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーとの面談(5年)～11月 道徳授業地区公開講座 ふれあい月間アンケート実施①・検証・対応 校長による全校朝会での講話 いじめに関する授業 児童に関する情報交換 校区別協議会における児童・生徒の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 行事等を通じた人間関係づくり 【生活科見学1・2年】 あいさつ運動 いじめ防止標語の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員との情報交換
7月	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい月間アンケートを踏まえた考察と対応策の共有 児童に関する情報交換 情報モラル講習会(5年) 	<ul style="list-style-type: none"> 行事等を通じた人間関係づくり 【地区班遊び】 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換 【1年保護者会】 【教育相談日】
8月			<ul style="list-style-type: none"> 【教育相談日】
9月	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 行事等を通じた人間関係づくり 【連合水泳記録会(校内実施)6年】 【遠足3年】 【地区班遊び】 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換 【保護者会】

10月	・児童に関する情報交換	・行事等を通じた人間関係づくり【遠足1・2年】 【中村小スポーツフェスティバル】 【敬老会・ふれあいフェスタ】	
11月	・ふれあい月間アンケート実施②・検証・対応 ・校長による全校朝会での講話 ・いじめに関する授業 ・児童に関する情報交換 ・道徳授業地区公開講座	・行事等を通じた人間関係づくり 【開校75周年記念集会】 【遠足4年】 【移動教室5年】	・道徳授業地区公開講座 ・保護者との情報交換 ・学校評議員との情報交換
12月	・ふれあい月間アンケートを踏まえた考察と対応策の共有 ・児童に関する情報交換 ・学校評価	・行事等を通じた人間関係づくり	・保護者との情報交換【保護者会】 ・学校教育に関するアンケート
1月	・児童に関する情報交換 ・学校評価における改善策の検討 ・校区別協議会における児童・生徒の情報交換	【幼・保・小の交流】	・【PTA 総会】
2月	・幼・保・小の交流 ・ふれあい月間アンケート実施③・検証・対応 ・校長による全校朝会での講話 ・いじめに関する授業 ・児童に関する情報交換	【幼・保・小の交流】 ・行事等を通じた人間関係づくり 【地区班遊び】 【展覧会】 【6年生を送る会】	・保護者との情報交換【保護者会】 ・学校評議員との情報交換
3月	・児童に関する情報交換 ・幼保小連絡会議、小中引き継ぎにおける情報交換 ・次年度「いじめ防止基本方針」の策定	・行事等を通じた人間関係づくり 【お別れスポーツ大会5・6年】 【卒業を祝う会】	・保護者との情報交換【保護者会】

②組織の設置

○いじめ防止などの取組組織

校長・副校長・主幹教諭・いじめ防止対策委員長・生活指導主任・各学年専科生活指導担当者（養護教諭を含む）・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員

○いじめ問題（重大事態を含む）への対応を行うための組織

校長・副校長・主幹教諭・いじめ防止対策委員長・生活指導主任・養護教諭・該当児童関係教職員・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員

必要に応じて、主任児童委員・保護者代表としてPTA役員、地域住民代表として学校評議員

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

・各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動など、学校教育全体を通して、児童と教師、児童相互の信頼関係を築き、自他の生命や人権を大切にする心情と態度の育成に努めるとともに、異学年交流やボランティア的な活動を充実させ、心豊かで公共心に富む児童の育成を図る。

- ・道徳教育を通じて、仲良く助け合う児童の育成を目指すとともに、相手との違いを認め受け入れ、自他を大切にすることをもちった児童の育成を目指す。
- ・情報モラル講習会を行い、児童の規範意識を高める。また保護者にも呼びかけ児童への家庭からの支援も充実させる。
- ・特別活動の時間において、望ましい集団活動を通して、協力・連帯の喜びを味わわせるとともに、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- ・総合的な学習の時間の活動では、体験的な活動や地域の教材や人材を活用した活動を通して問題の解決や探求活動に主体的創造的に取り組む態度を育てる。
- ・様々な学習や体験活動の中で、児童が主体的な活動をする場面を増やし、そこから得る成功体験を生かして、自尊感情や自己肯定感を高められるよう指導の充実を図る。
- ・区のいじめ撲滅運動の取組への参加と地域や他校の実践を取り込む。

② 児童の主体的な活動の促進

代表委員会を中心として、どのような学校にしていきたいのかのスローガンを基に、児童相互の関わりを増やす。また挨拶運動や、異学年交流を通じて、関わりのもち方や相手を思いやる気持ちを育てる。

③ 教職員の指導力の向上

- ・いじめに対するの共通理解（いじめとは・いじめ防止対策推進法）を、適宜行ったり、生活指導夕会や校内委員会などを通じて行ったりする。
- ・教職員の不適切な行為や体罰に関する研修など行うことで、教職員自身の人権意識を高められるようする。
- ・情報モラル講習会を実施し、教職員の参加を促したり、資料を配布したりすることによって共通理解を図っていく。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

- ・定期的な教職員の情報交換の実施。（毎週水曜日職員夕会）
- ・年3回のふれあい月間におけるアンケートの実施。また、生活アンケートや面談結果に基づいた学年会の実施。生活指導委員会での報告。

② 教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーによる5年生の全員面談の実施。
- ・心のふれあい相談員による3年生の全員面談の実施。
- ・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員による相談日の設定。
- ・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員と担任・専科との情報交換。

③ 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

- ・いじめ防止基本方針については、本校の基本方針の骨子を学校便りやホームページで発信・公開する。
- ・保護者が相談できる機会をつくり情報収集し、迅速かつ誠実に対応する。
- ・地域行事や学校応援団など、児童と関わる機会がある地域住民との情報交換の機会を設ける。
- ・情報モラル講習会への参加を、保護者・地域住民・学校評議員に呼びかけ、共通理解を図る。

(4) いじめへの対処

① いじめられた側の児童への支援

- ・普段の様子、本人からの訴え、周囲からの訴え、保護者からの訴えなどがあった場合、迅速に情報収集をする。
- ・本人から状況を聞き保護者へ連絡をする。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人など）と連携し、寄り添える体制（守る体制）を作る。
- ・心のケアを図る。（スクールカウンセラー・心のふれあい相談員）
- ・学級での教員、生活支援員による見守りを行う。

② いじめた側の児童への実効性のある指導

- ・情報収集をする（周囲の児童、教職員、地域の人）。
- ・本人から話を聞き（複数の場合は個別に、同時に）、事実確認をする。
- ・いじめは相手の人格を傷付ける行為であることを、複数の教員で指導する。
- ・保護者へ連絡し、面談を行う。（事実を伝える。）
- ・相手への謝罪を保護者同伴で行わせる。
- ・学年、学級、個別の指導を行い、いじめは絶対に許されないことを理解させる。
- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との面談を実施する。

③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- ・情報収集をする（周囲の児童、教職員、地域の人）。
- ・本人たちから話を聞き（複数の場合は個別に、同時に）、事実確認をする。
- ・いじめは相手の人格を傷付ける行為であること、自分の問題としてとらえることを、複数の教員で指導する。
- ・学年、学級、個別の指導を行い、いじめは絶対に許されないこと、誰かに知らせる勇気をもつことを指導する。
- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との面談を実施する。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- ・情報収集 担任、学年、養護教諭など関係する教職員
- ・情報の集約 担任、学年、いじめ防止対策委員長、生活指導主任
生活指導担当
- ・情報の共通理解 いじめ対策委員会・職員夕会・臨時職員会議
- ・指導 学級担任、学年の担任、いじめ防止対策委員長
生活指導主任
- ・支援体制 学級担任、学年の担任、養護教諭
スクールカウンセラー、心のふれあい相談員など
- ・保護者への連絡、説明 学級担任、学年の担任、いじめ防止対策委員長、
生活指導主任
- ・教育委員会への連絡 副校長

⑤ 重大事態への対処

- ・教育委員会への連絡 校長・副校長
- ・事案に関する組織設置 校長・副校長・いじめ防止対策委員長・生活指導主任

【いじめ対策委員会】

〔校長・副校長・いじめ防止対策委員長・生活指導主任・養護教諭・該当児童関係教職員・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員・必要に応じて、主任児童委員・保護者代表としてPTA役員、地域住民代表として学校評議員〕

- ・情報収集 担任、学年、養護教諭など関係する教職員
- ・情報の集約 担任、学年、いじめ防止対策委員長、生活指導主任、

- 生活指導担当
- いじめ対策委員会・職員夕会・臨時職員会議
- 学級担任、学年の担任、いじめ防止対策委員長、生活指導主任
- 学級担任、学年の担任、養護教諭
- スクールカウンセラー、心のふれあい相談員など
- 養護教諭
- スクールカウンセラー、心のふれあい相談員など
- 学級担任、学年の担任、いじめ防止対策委員長、生活指導主任
- その後の対処（臨時保護者会、報道機関への対処など）は、教育委員会と協議の上決定する。
- ⑥ インターネット上のいじめへの対応
 - 情報収集 担任、学年、養護教諭など関係する教職員
 - 情報の集約 担任、学年、いじめ防止対策委員長、生活指導主任、生活指導担当
 - 情報の共通理解 いじめ対策委員会・職員夕会・臨時職員会議
 - 流出した情報の差し止め いじめ防止対策委員長、生活指導主任
 - 指導 学級担任、学年の担任、いじめ防止対策委員長、生活指導主任
 - 支援体制 学級担任、学年の担任、養護教諭
スクールカウンセラー、心のふれあい相談員など
 - 保護者への連絡、説明 学級担任、学年の担任、生活指導主任
 - 教育委員会への連絡 副校長
- ※インターネット上のいじめの未然防止のために、中村小SNSルールを作成し、周知する。また、情報モラル講習会を実施し、児童、保護者への啓発活動を行う。
- ⑦ 校種間および関係諸機関との一層の連携
 - 幼保小連絡会議、小中引き継ぎにおける情報交換を適宜行う。
 - 児童館や学童保育所などとの情報交換を行う。
 - 校区別協議会や主任会などを通じて情報交換を行い、近隣小とも関係を図る。

(5) 学校におけるいじめの防止などの取組の点検

- ・ふれあい月間（年3回）のアンケート後の対応、検証を生活指導委員会で検討し、職員会議で共通理解を図る。
- ・学校評価における「学校いじめ防止基本方針」の改善
- ・保護者に関する学校教育アンケート結果における検証を生活指導委員会で検討し、職員会議で共通理解を図る。

4 付則

付則（平成26年5月8日付け 練中村小 第25号）

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年5月8日から施行する。

令和4年4月改訂